

市立ひらかた病院売店等運営事業者募集要項

1. 趣旨

市立ひらかた病院では、患者などの来院者や病院職員の利便性を図るため、売店・レストラン・職員食堂・自動販売機（以下「売店等」という。）を設けています。

このたび、令和5年11月から「売店等」を運営する事業者の募集を行います。

※レストランは、「飲食可能な待合エリア」に変更となります。

※職員食堂の営業開始時期については、当院と新規事業者で協議のうえ決定します。

2. 売店等の概要

場所：枚方市禁野本町2丁目14番1号 市立ひらかた病院の一部（別紙平面図参照）

- ・売店 64.5 m² ・待合エリア（旧レストランスペース） 91.6 m² ・職員食堂 84.2 m²
- ・厨房 56.4 m² ・自動販売機等 23.5 m² ・サービスヤード 地階3 m² ・更衣室 5.7 m²

3. 出店条件等

(1) 応募できる事業者

令和5年4月1日現在、レストラン・食堂などの飲食店や、病院内で医療衛生材料などを扱う売店を継続して2年以上営業し、安定した営業実績と継続的経営展開能力を有する事業者、若しくは複数の事業者で構成するJVであること（JVにおいては代表団体を定めること）。ただし、次のいずれかに該当する法人又は個人は応募できません。

なお、②～④に関して、事実と相違ない旨の誓約書（様式6）を提出いただきます（JVで申請する場合は構成団体分も必要）。

- ① 法人税又は所得税及び消費税並びに枚方市の市税を完納していない者
- ② 会社更生法、民事再生法等により更正又は、再生手続を開始している法人
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ④ 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等

(2) 開店日・開店時間（ご利用日・ご利用時間）

区分	開店日（ご利用日）	開店時間（ご利用時間）
売店	・月曜日～日曜日（年中無休）	①7時～21時 ②土日祝及び年末年始は8時～20時 （②の営業時間については可能な範囲で相談に応じます）
待合エリア	・月曜日～金曜日 ・土日祝及び年末年始は閉室	・9時～17時
職員食堂	・月曜日～金曜日 ・土日祝及び年末年始は休業	・11時～16時（ラストオーダー15:30）

(3) 売店の提供サービスと運営

- ・食料品、飲料、日用雑貨、切手類、新聞書籍、医療衛生材料などを販売してください。
- ・病院内売店として医療衛生材料は別記の商品を販売してください。なお、品目の変更や追加等については、当院と事業者で協議します。
- ・ノンアルコール飲料（アルコール分が含まれない、もしくは 1%未満のアルコール分を含むアルコールテイストの飲料）を含むアルコール類、煙草、マッチ・ライター、生花及び風俗雑誌等その他療養に適さないもの、消費期限切れ及び賞味期限切れや傷もの商品販売しないでください。
- ・販売価格については市場価格を大きく上回ることがないようにしてください。
- ・入院患者へのサービスの一環として、毎日（土日含む）10:30 と 14:30 の 2 回、4 階～6 階の各病棟へ申込書（注文書）の回収と商品の院内配達を行ってください。
10:30 に各ナースステーションで回収した受付表（注文書）の商品は 14:30 に各病室まで配達、14:30 に回収した申込書（注文書）分は翌日の 10:30 に配達し、各病室への配達時に患者から直接現金の受取り（レシートとお釣りを手渡し）を行うこととし、詳細内容等については当院と事業者で協議します。
- ・各金融機関にできるだけ対応した ATM を設置してください。
- ・従業員には、ユニホーム、名札を着用させ、様々な患者（身障者、車椅子、松葉杖、点滴スタンド、高齢者、幼児等）に対する配慮を徹底してください。
- ・売店の業務責任者を 1 名配置し、日常業務の上で、当院との対応責任者としてください。
業務責任者は常に現場スタッフを指導し、売り場の点検・衛生管理（清掃含む）を行い、利用者からの要望・苦情等に素早く対処するよう努めてください。また、待合エリア・職員食堂の業務責任者との兼務は可能とします。

(4) 待合エリア（旧レストランスペース）の提供サービスと運営

- ・レストランスペースを無料で利用できる飲食可能な待合エリアとして運営することに伴い、飲食物の提供・販売や自動販売機の設置など、病院利用者等のサービス向上につながる取組みを営業企画書の中で提案してください。なお、ごみ箱等の設置や食べ残し（ラーメンの汁など）の処理、衛生管理を含んで提案してください。
- ・販売価格については、市場価格を大きく上回ることがないようにしてください。
- ・待合エリアの管理運営（錠の開閉、照明の点灯消灯、テーブルの清掃など）は、適切に行ってください。また、車いす客に配慮したレイアウトにしてください。

(5) 職員食堂の提供サービスと運営

- ・病院職員の福利厚生施設として、次の点をふまえて販売価格を設定してください。
メニューは 2 種類の定食とカレー・麺の計 4 種類以上を用意し、価格は税込みで定食は 630 円、カレー・麺は 480 円を上限に設定してください。
なお、献立品目・販売価格の変更や追加等については、当院と事業者で協議します。
- ・職員食堂の運営はセルフサービス形式とし、セルフ内容の変更については、当院と事業者で協議します。

- ・待合エリアと職員食堂の業務責任者を1名配置し、日常業務の上で、当院との対応責任者としてください。業務責任者は常に現場スタッフを指導し、厨房及び待合エリアの点検・衛生管理（清掃含む）を行い、利用者からの要望・苦情等に素早く対処するよう努めてください。また、売店の業務責任者との兼務は可能とします。
 - ・職員食堂・厨房・待合エリアの食器、調理機器（シンク、ガスコンロ、冷蔵庫、電子レンジ等）、調理用品（フライパン、鍋等）、待合エリアのイス、テーブル等の家具類、什器等については、現状のまま、現運営事業者から無償で引き継ぐものとします。（厨房器具表・厨房器具図面参照）
- (6) 自動販売機の提供サービスと運営
- ・販売品目は、患者など病院利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えとしますが、療養にふさわしくない商品（酒類など）の販売はできません。
 - ・自動販売機の設置台数は自由に提案可能ですが、すべての個所において、空き缶等の回収箱を設置し、自動販売機等の電気子メーターは事業者負担で設置してください。
 - ・事業者側が自動販売機及び設置スペースの点検・衛生管理（清掃含む）を行い、日常管理を適切に行ってください。また、前面に故障時の連絡先を明記し、自動販売機に関する問い合わせ並びに苦情等については、事業者の責任において迅速に対応してください。
- (7) 営業許可の申請等
- ・食品衛生法に基づく営業許可申請、その他関係法令の規定による諸官庁への届出等は事業者で行ってください。
 - ・事業者は営業にあたり、当院又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとします。また、出店者は、営業に関する賠償責任保険に加入してください。
- (8) 行政財産使用期間等
- ・事業者は、売店等の使用にあたり行政財産目的外使用許可を受けてください。
 - ・使用期間は、令和5年1月1日から令和10年10月31日までとします。
なお、顧客サービスや営業実績が良好かつ継続的経営展開能力を有すると認められる場合は、上記の使用期間終了後、当該事業者に対して行政財産使用許可を更新します。
- (9) 行政財産使用料
- ・使用料は、最低年額を参考に事業希望者から提案してください。（令和5年1月1日から令和10年10月31日までの5年間を同額とします。様式2）
 - ・最低年額：322,000円（税別）
※売り上げに対する変動使用料はいただきません。
 - ・使用料は、毎年、事業希望者が提案した年額を、指定された納期までに納付してください。なお、納付された使用料は還付しません。
 - ・行政財産使用料とは別に、電気・ガス・上下水道料並びに害虫駆除等防虫及び防鼠、消毒等衛生管理及び残飯等ごみ処理費等の維持管理にかかる費用も、事業者の負担とします（電気・ガス・

上下水道料の支払いは2カ月ごと)。

(10) 使用許可の取消し

- ・事業者が条件等に違反した場合、当院は行政財産使用期間に関わらず行政財産目的外使用許可の全部又は一部を取消しすることがあります。

(11) 事業者の交代に伴う対応

- ・事業者が交代となる場合、引継ぎなど詳細は当院と新旧事業者で協議の上、取り決めます。
- ・売店部分の旧事業者が設置・持込した備付機器・電気設備・冷設機器用の室外機等は撤収を原則としますが、協議の結果によっては残置を妨げないこととします。
- ・売店の工事は、できるだけ早急に実施（騒音を伴わない作業等は夜間実施も可）し、当該売店の工事中は患者サービスを維持する観点から新事業者による仮売店を、営業することとします。

(12) その他

- ・関係法令及び枚方市条例、規則を遵守してください。
 - ・商品や食材等の搬入・搬出時間や経路については、当院と事業者で協議します。
 - ・従業員の接客マナー、サービス、衛生の保持等に注意を払い、定期的に教育・指導してください。
 - ・従業員の更衣室として、2階の1室（5.7 m²）を使用可能とします。運用詳細は当院と事業者で協議します。
 - ・設備の維持管理について、対象施設内とその周辺の清掃及び消毒は事業者が行ってください。
 - ・衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題についてはすべて事業者の負担と責任において対処してください。
 - ・食中毒等による被害者への治療代・慰謝料・休業補償等に対応する賠償責任保険に加入してください。また、食中毒等事故の場合、事業者側の責任において即刻かつ誠実に対応してください。
 - ・病院利用者へのサービス向上及び病院職員の福利厚生充実を図るため、運営・販売品目・提供メニュー等について、必要に応じて当院と事業者で協議します。
 - ・事業者は、毎月の売上及び年間の決算を当院に報告してください。また、当院が必要と認めるときは、設備の使用状況について代表事業者に質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることがあります。
- 加えて、飲食物、商品及び付帯サービスの提供内容、従業員の勤務態度、その他売店等運営全般に関し、必要がある場合は、従業員の交代及び改善に必要な協議を申し入れることがあります。
- ・電気設備等の点検、施設の修繕・改修工事、防災訓練への参加など、当院から要請があった場合は協力してください。
 - ・売店・待合エリア・職員食堂内や自動販売機には、販売物等と関係の無い広告を掲示しないでください。
 - ・従業員が交通用具（自動車）を利用するときは、施設敷地外に確保してください。交通用具でバイク・自転車を利用するときは、総務課に申し出てください。
 - ・廃棄物の回収については、事業者の負担により責任をもって行ってください。廃棄物の処理・負担方法については当院と事業者で協議します。

- ・事業者は、その責に帰する理由により、当院の使用財産及び備品の全部又は一部を荒廃させ、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を申し出て速やかに損害額を賠償するか、原状回復してください。
- ・大規模災害時には、当院に対する協力体制をとってください。また、本要項に定めのないものは、当院と協議の上、取り決めます。
- ・本募集要項に明記されていない事項について、疑義が生じた場合は、別途協議のうえ定めるものとします。

4. 募集要項・申込書等の配布

令和5年6月13日（火）～7月7日（金）の午前9時00分から午後5時30分まで。

※ただし、土・日・祝日を除きます。

市立ひらかた病院 2階 総務課（枚方市禁野本町2丁目14番1号）で配布します。

※市立ひらかた病院のホームページからもダウンロードできます。

5. 現地説明会（見学会）と質問受付

<現地説明会（見学会）>

令和5年6月19日（月）午後4時00分から、市立ひらかた病院 2階 レストランにて（概ね1時間を想定）。

参加申込は、前日までにメールにて受付します（様式は自由ですが、団体名・参加者氏名・連絡先・電話番号を明記してください）。

<質問受付>

令和5年6月19日（月）～6月21日（水）正午まで。

「質問書」（様式5）に記入されたものを、メールにて受付します。

<送信先>

市立ひらかた病院 総務課 メールアドレス：bysoumu@city.hirakata.osaka.jp

6. 質問の回答

令和5年6月23日（金）までに、市立ひらかた病院のホームページ上で回答します。

7. 申込受付

令和5年6月23日（金）～令和5年7月7日（金）の午前9時30分から午後5時30分まで、市立ひらかた病院 2階 総務課（枚方市禁野本町2丁目14番1号）で受付します。

※ただし、土・日を除きます。

8. 出店者の選考

選考委員会において、提案された行政財産使用料及び営業企画書等の書類に基づき、営業方針・待合エリアの提供サービス・顧客サービス等を総合的に審査のうえ、事業者を決定します。

なお、選考にあたっては、提出書類の内容について説明を求めることがあります。

9. 選考結果発表

令和5年7月中旬～下旬予定（結果は申込者全員に文書で通知します）

10. 行政財産使用許可

事業決定者は、「行政財産使用許可申請書」（様式6）を提出してください。

11. 出店応募方法等

応募時の提出書類は正確かつ詳細に記入してください。なお、提出書類の返却はしません。

(1) 提出書類（JVで申請する場合は⑤～⑨に関して構成団体分も必要）。

- ① 運営事業者応募申請書（様式1）
- ② 行政財産使用料提案書（様式2）
- ③ 営業企画書（様式3）
- ④ 会社経歴書（定款含む）
- ⑤ 法人登記簿謄本、印鑑証明書（申込書類提出前3ヶ月以内発行のもの）
※個人事業者は、「個人事業の開廃業等届出書」の写し
- ⑥ 直近2年分の決算報告書（損益計算書及び貸借対照表）又はそれに代わるもの（青色申告決算書等）
- ⑦ 令和5年4月1日現在の納税証明書（国税）と滞納無証明書（市税、枚方市分に限る）
- ⑧ 誓約書（様式4）
- ⑨ 現在の営業に関する監督官庁の許可証の写し（応募日現在、他店を営業している場合）

(2) 提出部数

原本1部、写し1部

※申込書類の提出にあたっては、各資料を1冊綴りにしてください。

また、必要に応じて、他の書類の提出を求める場合があります。

担当：市立ひらかた病院 経営管理室 総務課

枚方市禁野本町2丁目14番1号

TEL 072-847-2821（代表） FAX 072-847-2825

脱毛ケア用品 各サイズ 各色	弾性包帯 各種
紙おむつ（テープ止めタイプ含む）約6種類 各サイズ	清浄綿
紙おむつパンツタイプ 各サイズ	粉状皮膚保護剤 各種
サージカルテープ 約2種類 各サイズ	シリンジ 各種
手術後用伸縮腹帯	経腸栄養バッグ
耳付き包帯 約3種類	ポリ尿器
三角巾 約2種類	オブラート
おしり拭き	末梢カテーテル保護カバー
転倒予防シューズ 4サイズ	耳栓
パジャマ 男女各4サイズ	シカケア保護テープ
低カロリー甘味料 約8種類	防水フィルムドレッシング 各種
メモリ付きコップ	尿とりパット 各サイズ
エアロチャンバー 大人用 小児用	体拭き用ぬれタオル
創傷用吸収パッド	
バストバンド 各サイズ	他
透湿・防水性パッド付フィルムドレッシング 約2種類	
創傷被覆保護材	
ハイドロコロイド粘着プレート 約2種類	
単包アルコール含浸綿	
口腔ケアスポンジ 約2種類	
口腔ウェットガーゼ	
口腔ケアジェル	
コットンボール ピンセット付き	
薬呑器（袋入り）	
DIBキャップ	
ウロガード 新鮮尿採取口付	
傷あとケアテープ 4サイズ	
保湿ローション	
ポリスポイト	
スーフル	
医療用弾性ソックス 5サイズ	
経口補水液	
滅菌尺角ガーゼ	
畜尿袋 500ml	
鼻洗浄器	